桑名市固定資産税等過誤納金返還支払要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、瑕疵(市の責めに帰すべき事由による瑕疵に限る。以下同じ。)ある賦課決定に基づき納付された土地又は家屋の固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)に係る返還金(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)に基づく還付金を除く。以下「返還金」という。)の支払について、必要な事項を定めるものとする。

(返還対象者)

第2条 返還金の支払を受けることができる者(以下「返還対象者」という。)は、瑕疵ある賦課決定 に基づき、固定資産税等を納付した納税者とする。ただし、当該納税者が死亡しているときは、そ の相続人とする。

(返還金の額等)

- 第3条 返還金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 瑕疵ある賦課決定に基づき納付された固定資産税等で、法第17条の規定によって還付することができないもの(以下「過誤納金」という。)に相当する額
 - (2) 前号の過誤納金に相当する額に係る利息相当額
- 2 前項第1号の過誤納金に相当する額は、固定資産課税台帳に登録された課税標準額より算出した 税額から、本来の課税標準額に修正した後に算出した税額を差し引いた額とする。
- 3 第1項第1号の過誤納金に相当する額は、返還金の支出を決定する日の属する年度から起算し、 20年を超えない期間に法定納期限のある税額について、第6条の規定による返還金の請求があった ときに、市が保存する関係書類、返還対象者が所持する領収書その他課税又は納付を証明する書類 により算出可能な額とする。
- 4 第1項第2号の利息相当額は、第2項及び前項の規定により算定した各年度の過誤納金に相当する額に、各年度の法定納期限の翌日を起算日とし、返還金の支出を決定した日を終期として民法に定める法定利率を乗じて算出した額の合計額とする。ただし、納税者の所持する領収書等により納付した日が確認できる場合は、納付日の翌日を起算日として算出する。
- 5 市長は、返還金の発生及びその増大につき返還対象者の責めに帰すべき事由がある場合には、返還金の額を減じることができる。

(端数計算)

第4条 前条の規定に基づき過誤納金の額を算定する場合は、法第20条の4の2の規定を準用し端数 処理するものとする。

(返還金の支払)

- 第5条 返還金の支払は、納税者が賦課決定の瑕疵について、納税者及び市が所持する書類等から次 の各号のいずれかに該当することが確認できる場合に行うものとする。
 - (1) 市が行った家屋調査等により住宅であることを確認し、かつ、当該家屋が住宅用地の特例適用対象土地上に存することが登記簿又は家屋課税補充台帳により明らかであるにもかかわらず、当該家屋の存する土地について住宅用地として課税していなかった場合。ただし、当該家屋の内部の改築等により住宅としての利用状況に変更が生じた場合で、かつ、桑名市市税条例第74条第1項及び第2項の規定による住宅用地に係る申告が正しく行われなかった場合並びに当該家屋が未登記で、固定資産税の課税がされておらず、かつ、住宅用地に係る申告が正しく行われなかった場合に係るものを除く。
 - (2) 登記簿に記録され、若しくは固定資産課税台帳に登録されている土地又は家屋の所有者である納税義務者又は申告を受けた納税管理人等以外の者に課税していた場合
 - (3) 都市計画区域のうち市街化調整区域内に存する土地又は家屋について、法務局又は市が保存する図面によって明確に判断できるにもかかわらず、市街化区域内に存するものとして課税していた場合

- (4) 同一の土地又は家屋について二重に課税していた場合
- (5) 登記簿、既存建物取壊し申請書、家屋課税補充台帳等の記録により家屋が滅失したことが明らかであるにもかかわらず、当該家屋について課税していた場合
- (6) その他市長が瑕疵ある賦課決定等があったと認める場合

(返還金の請求)

第6条 返還対象者が、返還金の支払を受けようとするときは、固定資産税等過誤納返還金支払請求 書兼口座振込依頼書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(返還金の支払通知)

第7条 市長は、前条の規定により返還金の請求があったときは、その内容を審査し、返還金の支払ができるときは返還金支払通知書(様式第2号)により、返還金の支払ができないときは返還金支払不可通知書(様式第3号)により請求者に通知するものとする。

(返還金の支払)

第8条 市長は、前条の規定により返還金の支払ができる旨の通知をしたときは、速やかに返還金を 請求者に支払うものとする。

(充当)

第9条 返還対象者の納付すべき市税に未納の徴収金がある場合には、返還金を当該徴収金に充当するものとする。

(返還金の返還)

第10条 市長は、虚偽その他不正な手段により返還金の支払を受けた者があるときは、当該返還金をその者から返還させるものとする。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

固定資産税等過誤納返還金支払請求書兼口座振込依頼書

日

					年	月			
(3	 定先)桑名市長								
			申請者	住所 氏名					
次にとおり、固定資産税等相当額の返還を請求します。									
1 3	対象年度	年度から		年度まで					
	事由 住宅用地認定誤り 二重課税誤り	□所有者誤り □家屋滅失漏れ		分誤り)				
3 対象物件及び所在□土地 □家屋(構造等)桑名市									
4 ù	区還金振込み先 振込み先金融機関	銀行・金庫・農協		本店・支店・	出張所				
(2)		普通・当座・納税準備		17/1	<u> →</u> •►//				
(3)	口座番号 <u>No.</u>								
(4)	ふりがな 口座名義								

返還金支払通知書

年 月 日

様

桑名市長

年 月 日付けで請求のありました固定資産税等に係る返還金(利息相当額を含む。)について、下記のとおり支払いますので通知します。

記

1 返還金の内訳

年	度	迢	b 誤 消	納 金(円)	禾	息相当	á額(円)	返還金	計(円)
								·		·
		合	計	支	払	金	額			

- ◎利息相当額は、法定利率で計算されています。
- 2 返還金の支払 下記にて振込み(支払い)ます。

振込み先	
口座番号	普通・当座・納税準備 No

第		号
年	月	E

返還金支払不可通知書

_______様

桑名市長

年 月 日付けで請求のありました固定資産税等に係る返還金(利息相当額を含む。) について、お支払いすることができませんので通知します。

〔理 由〕